

政策評価シートの主な修正点

施策名・番号	第1回委員会資料	第2回委員会資料
<p>1. 地球温暖化対策の推進</p>	<p>《修正文の追加》</p>	<p>④今後の主な課題</p> <p>○6%削減約束を確実に達成するために、毎年6月頃及び年末に京都議定書目標達成計画の各対策の進捗状況を適時適切に点検し、評価する必要がある。また、6月23日に発表された「経済財政改革の方針2009」においても、2020年に2005年比15%削減するとの中長期目標及び2050年に60～80%削減すると長期目標を明記され、国の方針として確認されており、7月に行われたG8ラクイラサミットにおいても、産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようにすべきとの広範な科学的知見を認識するとともに、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標をすべての国と共有することを改めて表明し、その一部として、先進国全体で温室効果ガスの排出を2050年までに80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する旨、首脳文書に盛り込まれたところ。これらの目標達成に向けて、また、2050年に我が国の温室効果ガス排出量を60～80%削減するという長期目標の達成に向けて、低炭素社会の構築を図る必要がある。</p>
<p>4. 廃棄物・リサイクル対策の推進</p>	<p>《修正文の追加》</p>	<p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価</p> <p>4-2 循環資源の適正な3Rの推進</p> <p>【達成の状況】</p> <p>○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は109件、再生利用事業者の登録件数は145件に増加した。</p> <p>【有効性】</p> <p>○容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成9年度の約125万トン（平成9年度）から平成19年度には約282万トン（平成19年度）にと増加している。また、個々の特定事業者においては、ペットボトルの薄肉化等により容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっている。さらに、3R推進マイスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。</p> <p>○家電リサイクル法について、平成2019年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は12,899,114千台（前年度比約6.64%増）であり、法施行5年目も全体的に</p>

		<p>順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車リサイクル法について、自動車破砕残さ及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率（平成 2019年度）はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。 ○資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率（平成 1918年度）についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。 ○レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置し、た。平成 20年 12月より会合を計 3回開催したほか、全国 3地域で使用済小型家電の回収モデル事業を実施するなど、検討を進めている。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、495460件の立入検査を行行い、うち 1件について嚴重注意を行った（平成 20年度）。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の監視・指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成 20年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は 212件であった。
<p>5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進</p>	<p>《修正文の追加》</p>	<p>④今後の主な課題</p> <p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成 20年 6月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を実施することが必要。 <p>⑤今後の主な取り組み</p> <p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成 20年 6月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を進める。 <p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価</p> <p>5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組</p> <p><今後の展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略を閣議決定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進する。生物多様性白書を国会に提出するとともに、国民に生物多様性に関する施策を広く公表する。

<p>6. 化学物質対策の推進</p>	<p>《修正文の追加》</p>	<p>⑤今後の主な取組</p> <p>【環境リスクの管理】</p> <p>○化審法については、今後、改正法に基づき、案の検討状況を踏まえつつ、既存化学物質及び審議後新規化学物質のスクリーニング、安全性情報の収集・評価について、効率的な手法の開発を進める。これは、WSSD2020年目標の達成に向けての施策としても進める。</p> <p>○国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた、PRT R、個別データの公表等を行うなどの対応が必要を進める。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していく。</p>
<p>7. 環境保健対策の推進</p>	<p>《修正文の追加》</p>	<p>③施策の方針に対する総合的な評価</p> <p>【石綿健康被害救済対策】</p> <p>○石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成20年度末までに4,552,548件(平成19年度末:3,351件)が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。</p> <p>⑤今後の主な取組</p> <p>【水俣病対策】</p> <p>○水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決の救済に係る国会での審議を踏まえ、新たな救済に向けた取組を進める。</p> <p>○公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。</p> <p>○水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消環境福祉対策・地域社会の絆の修復の充実を図る。</p> <p>○水俣病に関する調査研究を推進する。</p> <p>○水俣病被害者救済法等に係る業務体制を強化するために定員を増強する。</p> <p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価</p> <p>7-2 水俣病対策</p> <p><今後の展開></p> <p>○水俣病被害者の救済特措法に基づき、に係る国会での審議を踏まえ、新たな救済措置に向けた取組を進めるとともに、認定審査の円滑な実施及び訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。</p> <p>○水俣病発生地域の環境福祉対策(胎児性水俣病患者等の地域生活支援、離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等)及び再生・融和(もやい直し)を引き続き推進する。</p>

		<p>○水俣病に関する調査研究を引き続き推進する。</p> <p>7-3 石綿健康被害救済対策</p> <p>【達成の状況】</p> <p>○石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成 20 年度末までに 4,552,548 件(平成 19 年度末:3,351 件)が認定されており、被害者等の救済は着実に進んでいる。</p> <p>【有効性】</p> <p>○平成 20 年度末時点において実質 6,557,167 件(平成 19 年度末:4,714 件)の申請が行われ、うち 4,552,548 件(平成 19 年度末: 3,351 件)が認定されている。</p>
<p>8. 環境・経済・社会の統合的向上</p>	<p>《修正文の追加》</p>	<p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価</p> <p>8-1 経済のグリーン化の推進</p> <p><今後の展開></p> <p>○事業者の自主的な環境保全活動の推進においては、事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、環境に配慮した「お金」の流れを拡大するための金融グリーン化の更なる促進及び環境配慮促進法等に基づいた公的法人、民間事業者等あらゆる主体による環境配慮の取組を促進することを課題としている。平成 21 年度においては、前回の改訂より5年が経過するエコアクション 21 について、平成 19 年度の環境報告ガイドラインの改訂や平成 20 年度の地球温暖化対策推進法の改正といった昨今の最新状況を踏まえ、改訂を行うことにより、中小企業者の自主的な環境配慮の取組を推進する。また、エコアクション 21 を持続可能な形で運営していくことができるよう、地域事務局による自立的な運営に対して一定の助言や支援を行っているところであり、引き続きこのような取組を続けてまいりたい。また、環境に配慮した金融については、その全体像を把握し、普及拡大に向けた検討を行うとともに、財政投融资や利子補給等を活用し、環境に配慮する企業への低利融資を行う等金融のグリーン化を推進する。さらに、平成 20 年度に行った環境配慮促進法の評価・検討も踏まえ、環境報告ガイドラインの改訂等も含めた環境報告書の普及促進策を図る。</p>